

## 4 政策コスト分析の開始

### 10-19 「財政投融资の改革に向けて（10年度財政投融资編成と今後の検討課題に関する所見）」（座長談話）（抜粋）

平成9年7月23日  
資金運用審議会懇談会 座長 貝塚啓明  
座長代理 本間正明

#### (2) 償還現実性の精査

有償資金を活用する財政投融资は、返済を投融资先事業の資金回収によって行い、受益者から受益に見合った負担を求めることなどにより、租税負担の増大を避けるという意義を有している。したがって、対象事業の元利償還の現実性の一層の精査に努める必要がある。その際、次の点に十分留意すべきである。

#### ① 対象事業のコスト（財政負担等）分析手法の導入の検討

財政投融资については、一定の部分について税財源との組合せによって事業の遂行に当たる部分があるが、将来にわたるこのような税負担の全体像は、事業の採択に当たって、予め明らかにされ、これに基づいて国民の理解が得られる適切な政策決定が行われる必要がある。このことは、国民負担に関する情報のディスクロージャーにつながるとともに、財政の健全化にも資するものである。

したがって、このような対象事業の財政負担を最小限に抑制するためにも、将来にわたるコストに関する分析手法の段階的な導入に向けて検討を進めるべきである。

その際、米国における「信用改革法」

の取組み等を参考とし、両国の財政制度の違いを踏まえつつ、我が国における手法を確立すべく取り組んでいく必要がある。

（出所）資金運用審議会懇談会「財政投融资の改革に向けて（10年度財政投融资編成と今後の検討課題に関する所見）」（座長談話）による。

### 10-20 財政投融资の抜本的改革について（資金運用審議会懇談会とりまとめ）（抜粋）

平成9年11月27日  
資金運用審議会懇談会  
座長 貝塚啓明

## 5. コスト分析手法の導入、充実

### (1) 基本的考え方

3. 「改革の基本理念と方向」においてもみたように、公的部門の活動については、そのような活動のコストとベネフィットの比較、諸資料の公開や事業チェックなどが重要である。特に、財政投融资の場合には、投融资という手法を用いるという性格上、元利金の返済等が確実に行われるかどうかを把握していくべきことは一層重要である。さらに、有償資金と租税の組合せで事業を行う場合には、将来の税財源による償還が見込まれるために民間金融の基準からみれば信用リスクがないと判断されるとしても、事業のコストとベネフィットとを比較するとそのような税財源の投入が適当ではないため、その意味において投融资それ自身が適切でないと言われる場合も存在すると考え

られる。

今回の財政投融资の改革に当たっては、こうした点に留意し、今後の財政投融资の運用に際して、国民負担に関する情報のディスクロージャーや財政の健全性を確保する観点から、諸外国における試みを参考としつつ、科学的、客観的な不断の検証として、コストの定量的な把握、公表を行うことにより、適切な審査、政策判断を行うていく必要がある。

また、コスト分析の実施に当たり、財政投融资対象機関の将来の資金フローを把握していくことが、その資産のいわば時価ベースでの把握につながり、各財政投融资対象機関のALMの向上に資するなどの効果も期待される。

さらに今後、各政策のコストとベネフィットを科学的、客観的に算出し政策決定に反映されるよう努めるべきであるが、コスト分析の導入はそうした方向への重要なステップとなる。

## (2) 米国における取組み

米国では、我が国の財政投融资に類似する制度である連邦信用計画において、従来は現金ベースのみの予算計上が行われてきたため、直接融資の実行は予算上、単なる歳出として把握され、将来の返済が把握されていない一方、債務保証を付与する時点では予算上保証のコストが認識されず、むしろ保証料収入が計上されることとなるため、国民負担の適切な実態把握が困難であるという問題が指摘されていた。

このため、「1990年信用改革法」において、1992年予算から融資と保証のコスト計算が義務付けられ、連邦各機関は、デフォルト等を含めた将来のキャッシュフローの流出と流入の差額について、国債利率による割引現在価値をコストとして示すこととされたところである。

このコスト計算については、データの制

約など実務上の問題の多さがなお指摘されているところではあるが、米国連邦政府からの直接融資、債務保証に関する従来の問題点については、この手法の導入によりほぼ解決されたと言われており、国民負担に関する情報のディスクロージャーと財政の健全化につながるものと理解されている。

## (3) 我が国におけるコスト分析手法の導入、充実

我が国と米国とで財政制度等に様々な違いがある点については留意する必要がある。例えば、連邦信用改革法以前の米国においては融資についての利子負担軽減に伴うコストの認識は困難であったが、我が国の制度の下では財政投融资の貸付金利は基本的に市場金利に連動しており、各機関ごとに区々にはなっておらず、利子負担の軽減は一般会計等からの歳出で行われているため、政策目的を実施する機関ごとに、その政策コストは当該機関に対する補助金などの形で予算上把握されていると考えることができる。

しかしながら、事業の採択に当たり、コスト分析手法の導入を通じて、将来に生ずると考えられる税負担についてあらかじめ定量的な分析が明らかにされることは、国民負担に関する情報のディスクロージャーと財政の健全化の観点から極めて重要な課題である。

具体的な手法としては、各財政投融资対象機関において利子補給等の将来コストのキャッシュフロー等を予測し、これについて割引現在価値化を行っていくことが考えられる。

このようなコスト分析は、その性格上、将来の金利水準等といった予見の困難な事項についての一定の仮定を前提とせざるを得ないこと等から相当の誤差を含みうる。また、米国の例にもみられるように、具体的な手法の確立には相応の時間が必要であ

ることも確かである。こういった限界へ対応していくためには、可能なものからコスト分析手法を段階的に導入し、その手法について不断の見直しを行いつつ、分析を継続、充実させていくことが重要である。

また、コスト分析のように、財政投融资に科学的、客観的な手法の導入を進め、より適切な審査を行っていくためには、専門的な知識・技能を持った人材の育成など知的インフラストラクチャーの構築に努めることが必要である。

なお、財政投融资は期間変換等により他の政策手段を用いた場合に比べて租税負担を軽減する効果を有していることから、この軽減額の多寡もコスト分析に際して明示すべきであるという意見もあった。

(出所) 資金運用審議会懇談会「財政投融资の抜本的改革について（資金運用審議会懇談会とりまとめ）」（平成9年11月27日）による。

## 10-21 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」（抜粋）

平成9年12月20日  
自民党行革推進本部

### 2. 財投機関・対象事業・資金運用部（現行）等の内容の透明化・不断の検証

#### 3) ディスクロージャー等の推進

民間水準を上回るディスクロージャー、外部監査の導入を推進するほか、予期せぬ財政負担の発生を抑制する観点から、財政の後年度負担も含めたコスト分析手法の確立と早期導入を進める。

(出所) 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」（平成9年12月20日）による。

## 10-22 行政関与に対する評価・監視の仕組みについて—最終報告—

平成9年11月28日  
行政改革委員会  
官民活動分担小委員会

(抜粋)

### 2. 判断基準の重要性とその活用の促進

#### (2) 行政関与の仕方に関する制度設計

##### a. 最終的な取りまとめとその成果

(略)

- ・ この他、資金運用審議会懇談会がまとめた「財政投融资の改革について」（11月27日）には、事業の特性に応じた資金調達の内方、財投機関債発行法人等についての破綻処理の仕組みの法的整備の必要性、コスト分析手法の導入など、また、自民党・行政改革推進本部・財政改革委員会がまとめた「財政投融资の改革について」（11月21日）においても、財投機関等を横断的に常時監視し、業務改善勧告を行う評価監視委員会、コスト分析手法の導入、財投機関債発行法人等についての破綻処理の仕組みの法的整備の必要性など、当小委員会が示した考え方が相当程度取り入れられており、政府等において、基準の具体化が着々と図られている。

#### (4) 求められる評価・監視の仕組み

##### c. 求められる評価・監視を実現するために必要な機能・方策

##### (c) 便益と費用の総合評価の推進

- ・ まず、便益と費用の総合評価を推進し、その定着を図ることが重要である。その場合、定性的な評価も考えられるが、可能な限り数量的評価など客観的指標に基づく評価を行う必要がある。

- ・ 比較的数量評価になじみやすい公共事業分野においては、費用便益分析などを用いた便益と費用の総合評価とその情報公開のための手続きに関して、政府としての統一ルールを早急に整備することが必要である。また、公共事業以外の分野にも、その適用範囲を広げていく（例えば、規制関係における規制インパクト分析）必要がある。
- ・ また、費用便益分析が難しい分野では、数値目標の設定やコスト分析の導入、市場を通じた価格形成を利用することによる評価方法の工夫など可能な限り数量化された客観的指標に基づく評価手法を導入し、それでも数量的評価が困難な場合には少なくとも定性的な評価を実施した上で、その評価結果を公表することが重要である。

（出所）行政改革委員会「行政関与に関する評価・監視の仕組みについて—最終報告—」（平成9年11月28日）による。

## 10-23 行政関与の仕方に関する制度設計

平成9年11月28日  
行政改革委員会  
官民活動分担小委員会

（抜粋）

### 6. 行政関与の仕方・組織の在り方などに関する基本的考え方

#### (3) 財務面での行政関与（会計基準、助成措置、清算処理（資金調達を含む）など）

- ① 判断基準に示されているとおり、まず企業会計原則に則って会計処理を行うとともに、国民による監視の充実に資するためにも、民間に求められる以上の情報を積極的に提供することが重要である。その際、財務関連情報の充実に図るため、資本的結びつきにとどまらず、人的結びつき、事業的結びつきなどにも着目した関連法人を含む連結決算や将来にわたる事業リスクを明らかにするための情報（後年度負担などリスク負担に伴うコストの割引現在価値を明示するなど）の提供に努める必要がある。

（出所）行政改革委員会官民活動分担小委員会（平成9年11月28日）資料。